

# 新9条論(護憲的改憲論)は有効か

・安倍政権によって集団的自衛権行使を容認した安保法制(戦争法)が2015年9月19日強行的に成立させられた後、自衛隊の存在を憲法に明記し、自衛隊の実力行使に縛りをつけるべきだという「新9条論」または「護憲的改憲論」(以下、まとめて「新9条論」という)が台頭してきている。

たとえば、15年10月14日付「東京新聞」(こちら特報部)では、「平和のための新9条論」「解釈の余地」を政権に与えない「専守防衛」明確に」という見出しをつけて、大きく取り上げられている。記事では、今井一氏(ジャーナリスト)、小林節氏(慶應義塾大学名誉教授)、伊勢崎賢治氏(東京外国語大学大学院教授)らの主張を紹介している。

また、同年11月10日付「朝日新聞」は、「新9条」相次ぐ提案「憲法議論に第三の視点」という見出しで、加藤典洋氏(文芸評論家)、伊勢崎賢治氏、想田和弘氏(映画作家)、田原総一朗氏(評論家)らの主張を取り上げている。

新9条論の概要は、「憲法9条と自衛隊」という現実の乖離は拡大し

続けついに安保法制の成立を許すに至った。この流れを押しとどめるには拡大解釈の余地のない新9条に改正する必要がある。新9条は自衛隊と個別的自衛権を認め、集団的自衛権を禁止すれば、条文の縛りが効いて政権による勝手な解釈を止められる」というものである。

たとえば、今井一氏は、「立憲主義を立て直すことが先決という危機感から、解釈の余地のない「新9条」論が高まっている」として、①侵略戦争は、永久にこれを放棄する。②個別的自衛権の行使としての国の交戦権を認める。集団的自衛権の行使としての国の交戦権は認めない。③前項の目的を達するために、専守防衛に徹する陸海空の自衛隊を保持する。④自衛隊を用いて、中立的立場から非戦闘地域、周辺地域の人道支援活動という国際貢献をすることができ

る。⑤憲法76条2項の規定にかかわらず、防衛裁判所を設置する。ただし、その判決に不服な者は最高裁に上告することができる。⑥他国との軍事同盟の締結、廃棄は、各議院の総議員の3分の2以

## 宇都宮 健児

うつのみや けんじ

上の賛成による承認決議を必要とする、という内容の新9条案を提案している。

「新9条」の改憲を実現しようと思えば、このような改憲を主張する勢力が衆議院・参議院で総議員の3分の2以上を占めることによつて国会が発議し、国民投票で過半数を獲得する必要がある(憲法96条)。

### 違憲の安保法制廃止を

しかしながら、新9条改憲勢力が衆議院・参議院で総議員の3分の2以上を占めるくらいに運動が前進したのであれば、その時は集団的自衛権の行使を容認した安保法制を廃止できるのであるから、あえて9条を改正する必要がなくなるのではないか。

また、安倍政権は、集団的自衛権行使を容認した安保法制を強行的に成立させたが、安保法制は現行憲法9条に違反していると常に批判され続けているため、何としても明文改憲を行ない、とりわけ9条の改憲を実現したいという強い決意を示している。

このような情勢下で、新9条の

改憲を主張していくことは、安保法制に反対してきた護憲勢力の中に分断を持ち込む一方で、憲法改悪を目指す安倍政権に手を貸すことにはなりはしないか。

さらに、かりに新9条論が主張するような9条の改正ができたとしても、安倍政権のような憲法をまったく無視し破壊する勢力が政権につけば、今回の安保法制の制定のような解釈改憲が進められないという保証は、どこにもないのではないか。

これらのことを考えれば、当面の運動の目標は、安保法制(戦争法)の廃止と安倍政権による憲法改悪阻止の運動を広げること、重点を置き、選挙闘争に力を入れて、衆議院・参議院で憲法改悪勢力を3分の2未満に追い込むこと、安保法制に反対し憲法改悪に反対する勢力が衆議院・参議院で多数派になることを目指すことではないかと考える。

そのためには、「新9条論」の立場に立つ護憲的改憲論者と現行9条維持の護憲論者が(私は後者であるが)、団結・連帯して、安保法制廃止と安倍政権による憲法改悪阻止の運動に取り組んでいくことが重要であると考える。